

京都市土地開発公社定款

京都市土地開発公社定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この土地開発公社は、京都市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、京都市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を京都市に置く。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役員)

第5条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事12名以内(理事長1名、副理事長1名及び専務理事1名を含む。)

(2) 監事2名以内

2 専務理事は、常任とする。

(役員職務及び権限)

第6条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して公社の常務を処理し、理事長及び副理事長とともに事故があるときまたは理事長及び副理事長がともに欠けたときは、その職務を代理する。

4 理事は、規程の定めるところにより、理事長を補佐して公社の業務を掌理する。

5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に規定する職務を行なう。

(役員任命)

第7条 理事及び監事は、京都市長(以下「市長」という。)が任命する。

2 理事長は、市長が選任する。

3 副理事長及び専務理事は、理事長が選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第9条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員)

第10条 会社の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任命または委嘱する。

(兼職の禁止)

第11条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、またはみづから営利事業に従事してはならない。ただし、任命権者の承認を得た場合は、この限りでない。

第2節 理事会

(理事会の設置及び構成)

第12条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第13条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

3 通常理事会は、第15条第1項第2号(補正予算に係るものを除く。)及び第3号に掲げる事項を審議するため開会する。

4 臨時理事会は、理事長が必要と認めるときまたは理事総数の4分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときに開会する。

(理事会の議事)

第14条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

5 緊急の必要がある場合または軽易な事項については、理事長は、書面による可否を求めて理事会の決議にかえることができる。

6 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の議決事項)

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- (4) 規程の制定または改正もしくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第16条 公社は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
 - ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
 - ハ 公営企業の用に供する土地
 - ニ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - ホ 観光施設事業の用に供する土地
 - ヘ 地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに地域開発のためにする工業用地及び流通業務団地の造成事業を行うこと。
- (3) 前2号の業務に付帯する業務を行うこと。

2 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に付帯する業務を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと。

(業務の執行)

第17条 公社の業務の執行に関して必要な事項は、この定款及び規程の定めるところによる。

第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第18条 公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 公社の基本財産の額は、2,000万円とする。

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。

4 運用財産は、基本財産以外の財産及び基本財産から生じた収入からなる。

(事業年度)

第19条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算等)

第20条 公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、市長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(予算の弾力運用)

第21条 理事長は、第15条の規定にかかわらず、業務量の増加により業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

(財務諸表等)

第22条 公社は、毎事業年度の終了後2箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、市長に提出する。

(利益及び損失の処理)

第23条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第24条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債その他主務大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第5章 雑則

(公告の方法)

第25条 公社の公告は、京都市公報に掲載して行なう。

(解散)

第26条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、京都市議会の議決

を経、主務大臣の認可を受けたときに解散する。

- 2 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを京都市に帰属させる。

(規程への委任)

第27条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、公社への組織変更の日から施行する。
(最初の役員の任期)
- 2 公社の最初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、市長が定めるところによる。
(最初の事業年度)
- 3 公社の最初の事業年度は、第19条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日の翌日から昭和48年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この定款は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。(昭和48年10月30日施行)

附 則

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。(平成元年3月31日施行)

附 則

(施行期日)

この定款は、主務大臣の認可があった日から施行する。(平成21年4月10日施行)